いすみ市告示第149号

下記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定により、令和８年10月13日職権消除したので、同条第４項の規定によりその者に通知すべきところ住所及び居所が明らかでないので告示します。

令和８年10月13日

千葉県いすみ市長　　小　路　正　和

住　所	氏　名
いすみ市岬町和泉2303番地５	齋藤　将崇
いすみ市岬町和泉2303番地５	齋藤　友美